

鳥取縣公報

本紙大キサハ國定規格A五判

昭和二十五年十一月二十一日 火曜日
第二千百六十二号

訓 令

◆鳥取縣訓令甲第二十六号

各保健所長

昭和二十五年法律第二百四十七号狂犬病予防法に規定する次の権限を委任する。

昭和二十五年十一月二十一日

鳥取縣知事 西尾愛治

一、法第四條第一項
犬の登録の申請を受理すること。

二、法第四條第二項

犬の登録の申請があつたときは原簿に登録しその犬の所有者に犬の鑑札を交付すること。

三、法第八條第二項

狂犬病にかかつた犬若しくは狂犬病にかかつた疑のあ

告 示

◆鳥取縣告示第五百六十四号

左に掲げる耕地整理組合は、その目的事項の完成により解散した。

昭和二十五年十一月二十一日

鳥取縣知事 西尾愛治

00579

東伯郡浦安町中尾耕地整理組合

同 社村福光 同

同 社村和田 同

西伯郡大山村坊領第三同

氣高郡宝木村 同

同 宝木村第二 同

瑞穂村二本木 同

瑞穂村宿 同

神戸村岩坪第二 同

同 東郷村今在家篠坂同

◆鳥取縣告示第五百六十五号

左に掲げる耕地整理組合は、その目的事項の完成不能により解散した。

昭和二十五年十一月二十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

八頭郡八上村大字曳田耕地整理組合

◆鳥取縣告示第五百六十七号

鳥取市浜坂下河原耕地整理組合の換地処分については昭和二十五年十一月十七日認可した。

昭和二十五年十一月二十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 第三條 第三号中「(事務を含む)」を削る。
第四條 第三号を削る。

昭和二十五年十一月二十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

00580

◆鳥取縣教育委員會規則第十四号

昭和二十四年七月鳥取縣教育委員會規則第十二号(鳥取縣教育委員會表彰規程の一部を次のように改正する。)

昭和二十五年十一月二十一日

鳥取縣教育委員會委員長 佐々木顯一

昭和二十五年十一月二十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 第一條 第四号の次に左の一号を加える。
- 五、学校の生徒及び兒童でその篤行著しく學業成績優秀であり特に他の模範と認められるもの
- 附 則
- この規則は公布の日から施行し昭和二十五年十一月十六日から適用する。
- ◆資格審査結果公告第六十五号
(自昭和二十五年十月一日
至昭和二十五年十月三十一日)
- 一、この表は、公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令(昭和二十二年勅令第一号)、市町村長の立候補禁止に関する件(昭和二十二年勅令第三号)、昭和二十二年勅令第一号施行に関する件(昭和二十二年閣令内務省令第一号)及び昭和二十三年政令第六十二号の規定により鳥取縣知事が行つた資格審査の結果である。
- 二、この表は、最も廣く公表するものである。市町村役場はこの公報を受けたならば直ちにこれを掲示しなければならない。この掲示は少くとも一ヶ月間繼續し、次回の新公報を受け取つたときはこれと取り換え取り換えた公報はこれを破棄することなく、公衆の参照に供し得るように、市町村役場に編つて保存するものである。
- 三、この表に掲載された者であつて、資格審査の完了した者の調査表は鳥取縣庁に保管し、これを公衆の閲覧に供する。

公 告

00581

何人でも要求すれば前項の調査表を自由に閲覧する事が出来る。

資格審査の結果は次の通りである。

資格審査人員数

三六名

非該当決定者

三六名

審査を受けた公職及びその氏名

(イ) 昇任又は任命予定者

○縣理容師実地習練協議会委員

上山 友子

中村 みつ

河内 千代子

○市民病院医員

木下 登喜江

上山 のぶ子

西尾 一江

○市町村固定資産評議員

鹿野町 井上 文江

小田村 西垣 傳市

名和村 川島 友正 林原 勳 金山 元義

千代水村 小谷 信愛

江尾町 沢田玉次郎

○市町村選舉管理委員会委員

○市町村普通公職者

木下 登喜江

上山 のぶ子

西尾 一江

○縣溫泉審議会委員

○市民病院医員

木島 清吉

上山 のぶ子

西尾 一江

○市町村普通公職者

○市民病院医員

米田 直藏

上山 のぶ子

西尾 一江

○市町村普通公職者

○市民病院医員

大橋 一男

上山 のぶ子

西尾 一江

○市町村普通公職者

○市民病院医員

中私都村 衣笠 竹久 下山 薫 梶川 昭信

上山 のぶ子

西尾 一江

○市町村普通公職者

○市民病院医員

智頭町 鎌谷 琴江

上山 のぶ子

西尾 一江

○市町村普通公職者

○市民病院医員

千代水村 山本 勲 森岡 芳治 米村 二郎

上山 のぶ子

西尾 一江

正誤

00582

昭和二十五年十月二十四日鳥取縣規則第七十八號鳥取縣教護院規則中誤植があるので次のように訂正する。

記

頁段行誤

一 上 一二 第二條 教護員の 第二條 教護院の

二 下 六 第十二條 院長でこれ 院長が。 第十二條 院長が。これを定めるこれを定める